

1 都 税 徴 税 費 (平成20～24年度)

(単位 千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
税 収 入	5 280 119 496	4 286 721 785	4 148 514 453	4 146 577 228	4 247 147 463
徴 税 費	(76 730 485) 77 458 032	(70 686 401) 72 166 421	(67 545 190) 68 130 055	(63 909 823) 64 560 654	(62 731 865) 63 407 962
人 件 費	28 175 945	26 582 218	25 586 075	24 871 837	24 021 644
給 料	13 504 653	12 779 334	12 104 311	11 755 547	11 467 744
職 員 手 当	10 492 508	9 680 074	9 162 287	8 910 500	8 629 429
超 過 勤 務 手 当	555 566	513 446	528 286	548 052	506 401
税 務 特 別 手 当	566 497	540 965	460 685	372 345	326 404
そ の 他 手 当	9 370 445	8 625 663	8 173 316	7 990 103	7 796 624
そ の 他 人 件 費	4 178 784	4 122 810	4 319 477	4 205 790	3 924 471
旅 費	68 736	68 417	62 364	63 751	59 299
需 用 費	(13 670 555) 14 398 102	(13 264 494) 14 744 514	(14 104 323) 14 689 188	(13 029 264) 13 680 095	(12 857 677) 13 533 775
需 用 費	975 405	879 145	855 974	874 456	836 062
通 信 運 搬 費	1 668 580	1 697 781	2 418 363	1 686 250	1 678 903
備 品 購 入 費	20 341	20 401	28 968	41 253	22 865
都 税 事 務 所 施 設 費	727 547	1 480 020	584 865	650 831	676 098
そ の 他	11 006 229	10 667 167	10 801 018	10 427 305	10 319 847
徴 収 取 扱 費 等	34 815 249	30 771 272	27 792 428	25 944 971	25 793 245
個 人 都 民 税 徴 収 取 扱 費	31 149 155	26 796 162	23 754 775	21 930 710	21 872 071
地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	2 373 361	2 788 816	2 868 621	2 836 365	2 795 468
納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	55 095	44 750	44 750	44 750	44 750
特 別 徴 収 義 務 者 交 付 金	1 185 706	1 091 703	1 084 164	1 093 422	1 047 275
そ の 他 交 付 金	51 932	49 841	40 118	39 724	33 681
税 収 入 対 する 徴 税 費 の 割 合 (%)	(1.45) 1.47	(1.65) 1.68	(1.63) 1.64	(1.54) 1.56	(1.48) 1.49
人 件 費	0.53	0.62	0.62	0.60	0.57
そ の 他	(0.93) 0.93	(1.04) 1.06	(1.01) 1.03	(0.94) 0.96	(0.91) 0.93
税 務 職 員 数 (人)	3 692	3 595	3 489	3 481	3 423
職 員 1 人 当 り (千円)	1 430 152	1 192 412	1 189 027	1 191 203	1 240 768
徴 税 費	(20 783) 20 980	(19 662) 20 074	(19 359) 19 527	(18 360) 18 547	(18 327) 18 524

(備考) 1 「その他手当」は扶養手当、期末手当、管理職手当等の合計額である。
 2 「その他人件費」は、共済費及び賃金の合計額である。
 3 カッコ書は、需用費の区分中にある投資的経費である「都税事務所施設費」を控除した額である。
 4 「その他交付金」は、「市町村都税徴収取扱交付金」と法定外税である「宿泊税」の特別徴収交付金の合計額である。
 5 税務職員数は各年度とも年度末における主税局職員及び支庁税務職員の合計（嘱託を含む）である実人員数であり、定数上の配置であるI章3(2)の「ア東京都税務職員配置状況」の数とは異なる。